○警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令

平 成 2 4 年 3 月 7 日 石川県警察本部訓令第 3 号

最終改正 平成30年3月16日警察本部訓令第7号

警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署分庁舎の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分庁舎)

- 第2条 白山警察署、輪島警察署及び珠洲警察署に分庁舎を置き、その名称は、白山 警察署鶴来庁舎、輪島警察署穴水庁舎及び珠洲警察署能登庁舎(以下「庁舎」とい う。)とする。
- 2 前項に規定する庁舎の所在地及び事務担当区域は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地	事務担当区域
白山警察署鶴来庁舎	白山市月橋町644番地	(付表のとおり)
輪島警察署穴水庁舎	鳳珠郡穴水町字川島カ4番地1	鳳珠郡穴水町
珠洲警察署能登庁舎	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地	鳳珠郡能登町

(庁舎の係)

- 第3条 庁舎に次の係を置く。
 - (1) 機動警ら係
 - (2) 庁舎所在地(白山警察署鶴来庁舎を除く。)
 - (3) 地域係(白山警察署鶴来庁舎のみ。)
 - (4) 交通係(受付)

(庁舎所長)

- 第4条 庁舎に石川県警察の組織等に関する訓令(昭和41年石川県警察本部訓令第3号。以下「組織訓令」という。)第18条に規定する庁舎所長を置く。
- 2 庁舎所長は、組織訓令第18条に規定する任務に基づき、上司の命を受け、庁舎が 置かれる警察署(以下「本署」という。)の課長等との連絡調整を密にし、事務担当 区域(以下「担当区域」という。)内において次に掲げる事務に従事する。
- (1) 事件・事故等の初動警察活動に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。) との連絡調整に関すること。

- (3) 石川県警察の処務に関する訓令(昭和47年石川県警察本部訓令第3号。以下「処務訓令」という。)第79条及び第81条に規定する庁舎の管理に関すること。
- (4) 庁舎勤務員(交通係を除く。以下同じ。)及び担当区域内に所在する交番・駐在 所勤務員の身上指導に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、上司から特に命ぜられた事務に関すること。 (決裁及び報告)
- 第5条 庁舎及び担当区域内に所在する交番・駐在所における事務は、あらかじめ庁舎所長に報告した上、本署の直属の上司又は主管課幹部を経て決裁を受けて処理しなければならない。

(合議)

第6条 本署の課長等は、庁舎担当区域の関係機関等と調整等を行う必要のある事務 については、庁舎所長に合議するものとする。

(到達文書の処理)

第7条 庁舎に到達した郵便物等は、原則として、石川県警察文書管理規程(平成13年石川県警察本部訓令第2号)に基づきこれを処理するものとする。

(総合運用の原則)

- 第8条 警察署長は、本署と庁舎に勤務する職員の総合運用に努め、もって管内住民 の安全と安心の確保を図らなければならない。
- 2 本署及び庁舎に勤務する職員は、相互に連携し、連絡調整を図ることとし、警察 署長の指揮監督の下に、警察活動の推進に努めなければならない。
- 3 庁舎において、処務訓令第64条に規定する当直勤務に従事する職員は、当該時間 帯における警察業務について、本署の当直主任の指揮を受けるとともに、処理状況 を報告しなければならない。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

白山警察署鶴来庁舎事務担当区域

白山市の内

鶴来今町、鶴来新町、鶴来清沢町、鶴来日詰町、鶴来上東町、鶴来下 東町、鶴来本町一丁目、鶴来本町二丁目、鶴来本町三丁目、鶴来本町 四丁目、鶴来古町、鶴来水戸町、鶴来水戸町二丁目、鶴来水戸町三丁 目、鶴来水戸町四丁目、鶴来知守町、鶴来大国町、鶴来朝日町、月橋 町、白山町、中島町、三宮町、八幡町、日吉町、鶴来後山、鶴来千原、 日向町、井口町、明法島町、大竹町、中ノ郷町、七原町、深瀬新町、 柴木町、柴木二丁目、安養寺町、鶴来桑島町、行町、明島町、森島町、 道法寺町、荒屋町、知気寺町、坂尻町、曽谷町、熱野町、陽羽里一丁 目、陽羽里二丁目、部入道町、日御子町、小柳町、明光一丁目、明光 二丁目、明光三丁目、明光四丁目、富光寺町、河内町中直海、河内町 福岡、河内町きりの里、河内町ふじが丘、河内町江津、河内町吉岡、 河内町口直海、河内町久保、河内町吹上、河内町板尾、河内町金間、 河内町下折、河内町内尾、河内町奥池、吉野、佐良、瀬波、市原、木 滑、木滑新、中宮、河合町、広瀬町、瀬木野町、別宮町、別宮出町、 出合町、三坂町、杉森町、相滝町、渡津町、神子清水町、野地町、柳 原町、五十谷町、佐礫町、三ッ瀬町、阿手町、数瀬町、若原町、上野 町、下野町、釜清水町、上吉谷町、下吉谷町、西佐良町、三ッ屋野町、 河原山町、仏師ヶ野町、瀬戸、荒谷、尾添、女原、東二口、鴇ヶ谷、 深瀬、釜谷、五味島、白峰、桑島、下田原

備考 本表に掲げる町の名称に変更があっても、本表を改正するまでは、事務担当 区域は、なお従前の町の区域によるものとする。